

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月6日

【会社名】 株式会社ファンドクリエーショングループ

【英訳名】 Fund Creation Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 克洋

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麴町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 吉田 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麴町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 吉田 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年2月27日の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年2月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額37,653,070円

ロ 効力発生日

2025年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置へ移行するために必要な規程の新設、削除、変更などを行うものであります。加えて、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

田島克洋、吉田隆、内海嘉一、辻敏樹及び斉木愛子を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

阪本浩司、佐藤貴夫及び神谷有子を取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

石垣敦朗を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と設定するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	241,372	2,502		(注)1	可決 (98.97)
第2号議案 定款一部変更の件	241,826	2,048		(注)2	可決 (99.16)

第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)5名選任の件					
田島 克洋	237,322	6,552			可決 (87.31)
吉田 隆	238,376	5,498	(注)3		可決 (97.75)
内海 嘉一	238,223	5,651			可決 (97.68)
辻 敏樹	238,227	5,647			可決 (97.68)
斉木 愛子	237,847	6,027			可決 (97.53)
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
阪本 浩司	238,337	5,537	(注)3		可決 (97.73)
佐藤 貴夫	238,367	5,507			可決 (97.74)
神谷 有子	238,052	5,822			可決 (97.61)
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注)3	
石垣 敦朗	237,477	6,397			可決 (97.38)
第6号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く)の 報酬額設定の件	239,444	4,430		(注)1	可決 (98.18)
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	239,294	4,580		(注)1	可決 (98.12)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。